

中 小 企 業 信 用 保 険 法 第 2 条 第 5 項
第 5 号 の 規 定 に よ る 認 定 様 式 - (ハ) - ① の ご 案 内

本認定を受けると、信用保証協会では一般枠とは別枠での保証が受けられます。ただし、必ず保証が受けられるわけではありません。信用保証協会の審査がありますのでご了承ください。

○ **認定条件**

(1) 新宿区内に事業実態があること

(2) 経済産業大臣の指定業種のみを営んでいること

詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。URL=<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>

(3) 企業全体の最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること

※「最近」の起算は申請月の前月又は前々月からとします。

(例：4月申込の場合、1～3月又は12～2月の3か月)

○ **提出書類等**

法 人	個 人
1 認定申請書（区所定の用紙） 1 通	1 認定申請書（区所定の用紙） 1 通
2 履歴事項全部証明書のコピー（発行より3か月以内のもの）	2 直近期の所得税確定申告書のコピー ※青色申告決算書・収支内訳書等附属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付
3 直近期の法人税確定申告書及び決算書の原本またはコピー ※別表・勘定科目内訳書等附属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付 ※確認後返却いたします	3 月平均売上高営業利益率減少の確認できる資料 (例) 月平均売上高営業利益率のわかる試算表 ※全ての指定業種及び企業全体について、「全ての該当月の月平均売上高営業利益率」が確認できるもの、税理士等が作成したもの
4 月平均売上高営業利益率減少の確認できる資料 (例) 月平均売上高営業利益率のわかる試算表 ※全ての指定業種及び企業全体について、「全ての該当月の月平均売上高営業利益率」が確認できるもの、税理士等が作成したもの	4 (ハ) - ①用 売上高等確認書（区所定の用紙）
5 (ハ) - ①用 売上高等確認書（区所定の用紙）	

※認定申請書等の記載に誤りがあった場合、認定申請書の差し替えが必要になります。

※認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申し込みを行うことが必要です。

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課へご連絡ください。

○問い合わせ先 **新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）4F**
新宿区文化観光産業部産業振興課 ☎（3344）0702